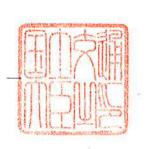


国海員第103号 平成28年7月13日

交通政策審議会

会 長 淺 野 正一郎 殿

国土交通大臣 石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第35条第7項の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第251号

船員に関する特定最低賃金(全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金)の改正について

諮問理由

全国内航鋼船運航業最低賃金(平成8年運輸省最低賃金公示第5号)、海上旅客運送業 最低賃金(平成8年運輸省最低賃金公示第6号)を改正することについて、最低賃金法第 35条第7項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。